

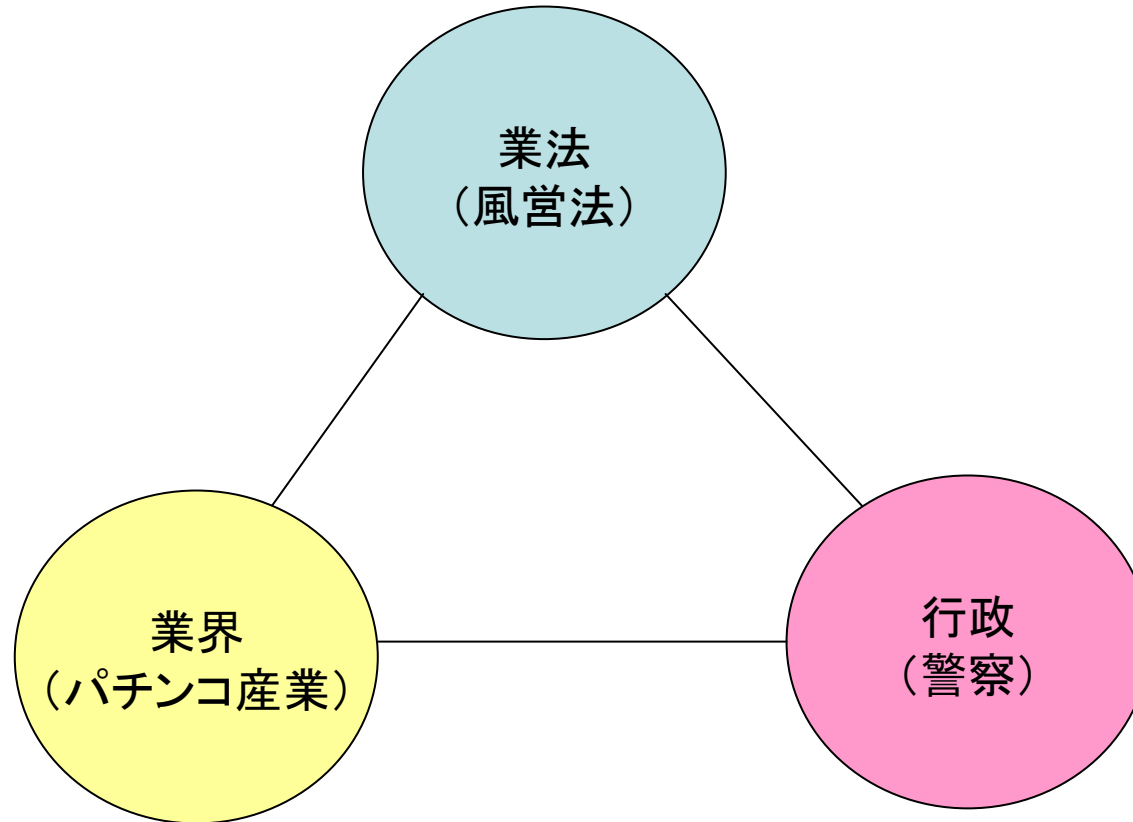
H24.5.22 警察庁課長補佐の言葉

さて、意味がわかりますでしょうか。

1. パチンコ店は本来は**禁止された営業**
2. **賭博**と一線を画する営業となるための規制
3. ぱちんこ営業が**遊技**として存在する上で例外は一切存在しない

※平成24年5月の話から

風営法を暗記するより 重要なことは 3つのギョウ



法律だけでなく、業界の特殊事情と行政の都合を加味して判断することが重要

ぱちんこ屋営業

風営法という法律には8種類の()が定められていて、ぱちんこ屋営業はその中の一つです。

()を行うためには風営法にもとづいて営業の許可を受けなければなりません。

(風俗営業)

風営法 = 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
= 風営適正化法 = 風適法

風俗営業にあたる可能性 がある営業はどれ？

キャバクラ営業 クラブハウス(客にダンスをさせる) デリバリーヘルス
ラブホテル営業 キャバレー ファッションヘルス営業 ゲームセンター営業
個室ビデオ営業 区画席飲食店(せまい客室がある) ストリップ劇場
カラオケボックス営業 ネットカフェ営業 居酒屋
低照度飲食店(室内が暗い) アダルト映像配信営業
射的場 ネットゲーム配信営業 麻雀屋
輪投げ遊技営業 ガチャガチャ

風俗営業にあたる可能性 がある営業はどれ？

キャバクラ営業 クラブハウス(客にダンスをさせる)

デリバリーヘルス ラブホテル営業 キャバレー

ファッションヘルス営業 ゲームセンター営業

個室ビデオ営業 区画席飲食店(せまい客室がある)

ストリップ劇場 カラオケボックス営業 ネットカフェ営業

居酒屋 低照度飲食店(室内が暗い) アダルト映像配信営業

射的場 ネットゲーム配信営業 麻雀屋

輪投げ遊技営業 ガチャガチャ

- ①世の中にとって**必要**だが、自由に営業させてしまうわけにはゆかない営業。
- ②違法ではないが**売春**や**賭博**を防止することが期待できない営業は許可できない。
→営業開始前に届出をさせて取り締まり対象とする。
- ③**健全化を期待できる**営業については許可を与えて行政が指導する。

風俗営業

接待飲食店等

- 1号営業・・・キャバレー
- 2号営業・・・料理店・社交飲食店
- 3号営業・・・ダンス飲食店
- 4号営業・・・ダンスホール等
- 5号営業・・・低照度飲食店
- 6号営業・・・区画席飲食店

遊技場

- 7号営業・・・まあじゃん屋、ぱちんこ屋他
- 8号営業・・・ゲームセンター等

これらの営業の許可のことを 風俗営業の許可 とも言います

風営法の規制を受ける営業

許可→

- 風俗営業

届出

- 深夜飲食店(深夜酒類提供飲食店)

- 店舗型性風俗特殊営業

- 無店舗型性風俗特殊営業

- 店舗型電話異性紹介営業

- 無店舗型電話異性紹介営業

- 映像送信型性風俗特殊営業

- 興行場営業

- 接客業務受託営業

風俗営業の許可を出すのは誰？

- 風俗営業を行うためには、あらかじめ
()から<営業の許可>を受けなければなりません。

警察署長 都道府県知事 警察庁 都道府県警察本部

国家公安委員会 都道府県公安委員会

法令について

- ① 風営法は()が作ります。
- ② 風営法施行令は()が作ります。
- ③ 風営法等に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令は()が作ります。
- ④ 風営法施行規則()が作ります。
- ⑤ 風営法運用解釈基準は()が作ります。
- ⑥ 条例は()が作ります。
- ⑦ 例規通達は()が作ります。

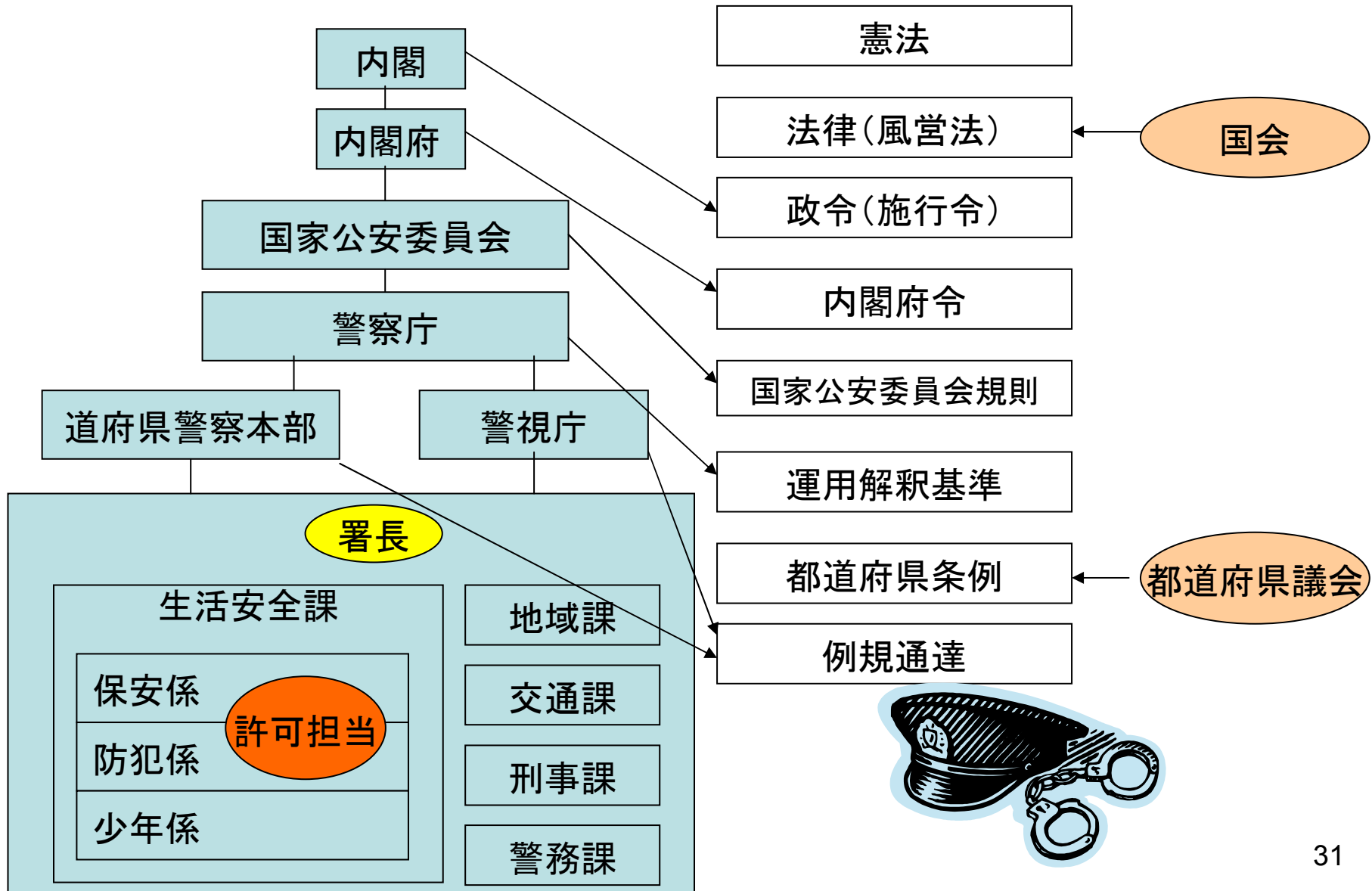
A H24.7.13の通知で、何が変わった？

B 通達ってなに？

国会 内閣 内閣府 国家公安委員会

警察庁 都道府県議会 道府県警察本部及び警視庁

警察行政の仕組みを理解しよう



問い

無許可営業で摘発された場合、どのようなリスクを負うのでしょうか。

- 許可を受けないで風俗営業を行った者は、
(A)万円以下の罰金又は(B)年以下の刑に処される。
(風営法49条1項)

A 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者
→2年以下の懲役または200万円以下の罰金

B 酒気帯び運転
→二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

風営法の罰則(一部抜粋)

第四十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、**二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者
- 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者
- 三 第十一条の規定に違反した者
- 四 第二十六条、…(途中省略)…の規定による公安委員会の処分に違反した者
- 五…(以下省略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、**一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九条第一項(第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定に違反して第九条第一項の**承認を受けずに営業所の構造又は設備(第四条第四項に規定する遊技機を含む。)**の変更をした者

問い

- 犯罪ってなに？

刑罰



死刑→ 刑事施設内において絞首

懲役刑→ 事施設に拘置して所定の作業を行わせる

禁錮→ 刑事施設に拘置する

罰金→ 原則一万円以上の財産刑

拘留→ 一日以上三十日未満刑事施設に拘置する

科料→ 千円以上一万円未満の財産刑

罪を犯した者に対しては、刑事訴訟法が定める手続
の結果として上記の処分を行います

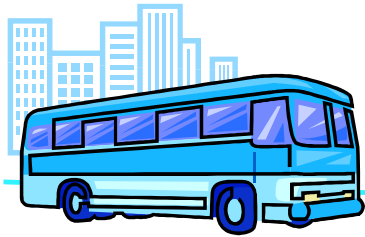
犯罪とは

- 犯罪とは？

法によって刑罰が科される根拠となる行為

では、次の行為は犯罪になるのでしょうか？

「その行為が処罰されるべきかどうか」という視点で考えてみましょう。



犯罪になるかどうかを 区別するポイントは？(1)

夜行バスの運転手が突然意識を失い運転不能に陥った。

ただ一人の乗客であるAは、運転免許を持っていなかったが運転手は心配停止の状態なので、急ぎ運転手に代わって近くの病院まで運転し、大事に至らなかった。

しかしAは無免許でありながら5キロの道を走行したことになります。これは犯罪でしょうか？

道路交通法117条4項2号

法令の規定による運転の免許を受けている者でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで又は国際運転免許証等を所持しないで運転した者

犯罪成立の要件(1)

犯罪の構成要件に該当するか

～構成要件該当性

道路交通法117条の4第2項

法令の規定による運転の免許を受けている者でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を 当該免許を受けないで又は国際運転免許証等を所持しないで運転した者

→ 一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

日本国憲法 ～ 罪刑法定主義

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

犯罪成立の要件(2)

その行為に違法性があるか ～ 違法性阻却事由

◎刑法

(正当行為)

第三十五条 法令又は**正当な業務**による行為は、罰しない。

(正当防衛)

第三十六条 **急迫不正の侵害**に対して、**自己又は他人の権利**を防衛するため、**やむを得ず**にした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 **自己又は他人の生命、身体、自由又は財産**に対する**現在の危難**を避けるため、**やむを得ず**にした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

犯罪成立の要件(3)

その人を批難できるか ～ 有責性

責任主義 ～

行為者に対する非難ができない場合には刑罰を科すべきではないという原則。

事例

- (1) 5歳の少年が子供用ライフル銃で妹を射殺した
- (2) 生徒から取り上げた拳銃を玩具だと思って引き金を引いたら本物だった
- (3) 熱中症で心神喪失した男性が他人に怪我をさせた

犯罪になるかどうかを 区別するポイントは？

パチンコ店従業員が営業中に客と口論になった。
怒った客が従業員の顔面を1発なぐりつけたため従業員は
床に倒れた。

その直後、従業員は起き上がって客の顔面を1発なぐり、
口内から出血させる怪我を負わせた。

この従業員の行為は傷害罪が成立するでしょうか？

刑法第二百四条

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
に処する。

さて

「パチンコ店営業は本来は**禁止された営業**」

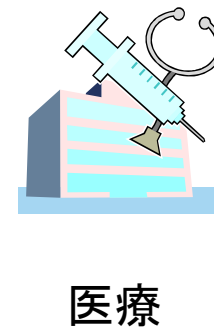
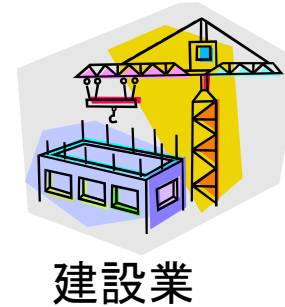
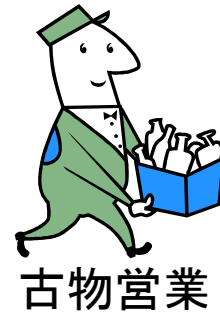
- これはどういう意味でしょうか。

問い

許可なしにやってはいけない**商売**は？
どんな商売が思い浮かびますか？

10個以上思い出してみよう

許可なしにやってはいけない**商売** (許可があればやってよい商売)

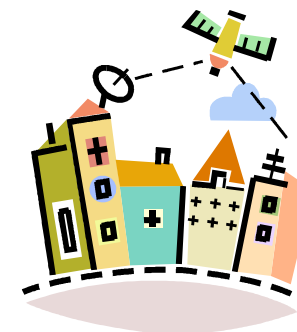


無許可営業で**逮捕** の事例(1)

- 無許可で墓地を造成、販売したとして、埼玉県警は9日、墓地埋葬法違反(墓地の無許可経営)の疑いで、3人を逮捕した。(2011年11月)



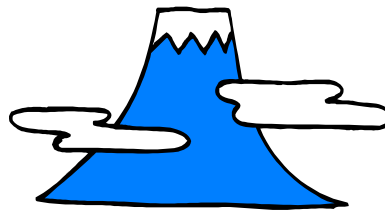
- タレント鈴木蘭々さんの兄がFM放送局を無許可で開設し、電波法違反の容疑で警視庁に逮捕された(2011年7月)



無許可営業で**逮捕** の事例(2)

無許可で遊覧ヘリコプターの営業を行い、富士山周辺を飛行したとして、警視庁保安課などは東京都世田谷区の航空運送会社社長、後藤勝弘容疑者(54)ら2人を航空法違反容疑で逮捕し、男性操縦士(51)ら2人を同ほう助容疑で書類送検したと発表した。

インターネットなどで「空から世界遺産を見よう」と宣伝し、8~9月に乗客約700人から料金約200万円を得ていたとみられる。



問い



許可があればやってもよいこと

(許可がなしにやってはならないこと)

どんなことが思い浮かびますか？

許可なしにやってはいけないことは？ (許可があればしてもよいこと)



出入国



輸出入



猟銃の所持



劇薬等の
取り扱い



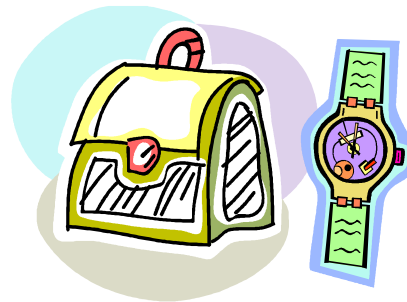
大麻・覚醒剤等
の使用・所持等



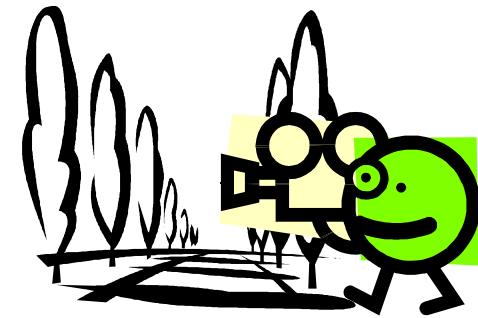
禁漁区での釣り・漁



楽曲のダウンロード



コピー商品の販売



道路の使用

浜崎あゆみの無許可イベントで摘発 道路使用許可



- 浜崎あゆみさんの書籍発売を記念して渋谷区道玄坂のイベントスペース「109スクエア」で行なわれたサプライズイベント（2009年4月）。
- 大勢の観客が集まり、通行人や車両など交通に影響を与える可能性があったのに、事前に道路使用許可を得なかった疑いで関係者11人が書類送検された。（道路交通法違反）
- 道路は安全な通行のためのものなので、邪魔になりそうな使い方をするときには、あらかじめ警察署長から「道路使用の許可」を受けなければなりません。

ホテルでゲームソフトを無断貸出し、 役員を逮捕

兵庫県警生活経済課と生田署は、経営するホテルの宿泊客にゲームソフトを無断で貸し出したとして、神戸市兵庫区の会社役員の名(23歳)を著作権法違反(上映権の侵害)容疑で逮捕した。

というニュース

罰則

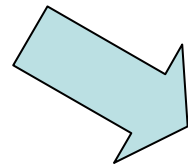
十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



商用楽曲を無断でダウンロード することも著作権法に違反します



パソコンで「AKB48」の楽曲を
インターネットからダウンロード



ダウンロードしたデータを
別の端末などにコピー

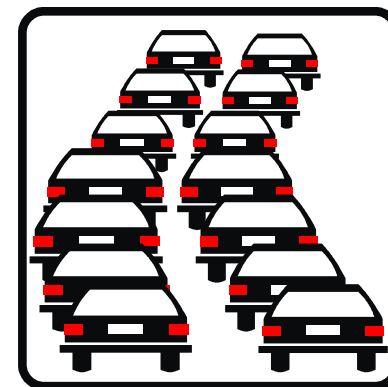
今のところ罰則はないが、著作権者から賠償請求を受ける可能性がある

許可制度はなぜ必要

- 自動車の運転 → 自由に運転させてしまうと… (A)な運転をしてしまうかもしれない。
- 接待飲食店 → 自由に営業させてしまうと… (B)営業をしてしまうかもしれない。
- まあじゃん、ぱちんこ屋 → 自由に営業させてしまうと… (C)営業をしてしまうかもしれない。

安全な運転を実現する方法

- 安全な運転をできそうな人に許可する。
- ドライバーに交通ルールを勉強させる。
- 危険があれば警察職員は車両を停止させて検査できる。
- 小さな違反は行政処分を取り締まる。

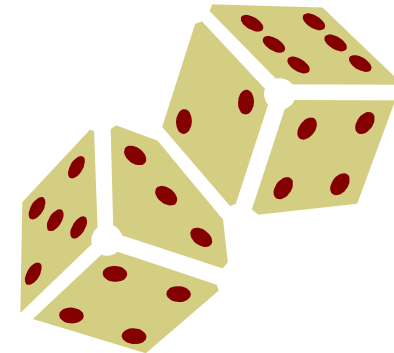


道路交通法では、軽い交通違反については、免許停止や免許取り消しなどの処分を都道府県公安委員会だけの判断で行うことができる。

これは刑罰ではないので、裁判手続も行われません。

賭博とは何？

- 高校生にもわかるように説明してみましよう。
()
- 賭博は、世の中にとって？



賭博とは

- 賭博とは、**確実には予見できない結果**に関して勝敗を決する方法によって**財産上の利益**を争う行為。



射幸心とは何？

- 高校生にもわかるように説明してみましよう。
- ()

射幸心

射幸心

- 偶然の利益を **労せず** に得ようとする欲心のこと



パチンコ屋営業は本来は**禁止された営業**
「パチンコ屋営業は違法な営業だ」
という意味ではありません。



＜一般人に自由にさせてしまうと危険なので、法令を守れそうな人にだけ許可を与えて行わせる行為＞

があります。

例： 医療行為・乗用車の運転・銃や薬物の所持・・・

ぱちんこ営業も、一般人に自由に営業させてしまうと、
賭博犯罪になったり、様々な社会的問題を発生させる恐れ
が高いため、**許可が必要な営業**にしたのです。
許可が必要だということは、**禁止されている**ということです。

ぱちんこ営業は国民にとって**必要な営業**

- 国民に**憩い**の場が必要
- しかし**賭博犯罪**になるおそれがある
- よって、**法令を守れそうな人**にだけ営業を**許可**する

風俗営業は、

「健全に営まれば国民に憩いと娯楽を与える有用な営業であるが、その営業の方法及び内容にかんがみ、業務が不適正に行われ、風俗上の問題を惹起するおそれがあるから、不適格者を排除した上で、一定の規制を加え、業務の適正化及び営業の健全化に資するためである」

と解釈されています。

ホール営業にとっての 風営法とは

- ① ホール営業が賭博犯罪とならないように
営業上のルールを設定している。
- ② ルールを守らせるために許可制度を採用し
ている。
- ③ 行政は、風俗営業者がルールを守るよう
指導監督し、行政処分を科すことができる。

問い

- どのような営業が「ぱちんこ屋営業」にあたりますか？

ヒント

ゲームセンターとの違いはどこにあるでしょう

ぱちんこ屋 とは？

◎風営法第2条第一項第七号

まあじやん屋、**ぱちんこ屋**その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

◎風営法第4条第4項

第二条第一項第七号の営業（**ぱちんこ屋**その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

◎風営法施行令第七条

法第四条第四項の政令で定める営業は、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機その他法第二十三条第一項第三号に規定する**遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものとする。**

7号と8号

- **ぱちんこ屋営業**

遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、**当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むもの**とする。

- **ゲームセンター等営業**

スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において**当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）**